

パブリックコメント制度 (市民意見提出制度)

<p>意見を求める案件名</p>	<p>◆ 地域自治区の制度案</p> <p>市では、地域の住民の皆さんの意見を市政に反映させるための仕組みである「地域自治区」を市内全域に設置するための取組を進めています。</p> <p>この地域自治区の制度案について、広く市民の皆さんのご意見を求めます。</p>
<p>意見募集期間</p>	<p>平成 19 年 11 月 26 日 (月) ~ 平成 19 年 12 月 25 日 (火)</p>
<p>提出先</p>	<p>上越市 企画政策課 自治推進室 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 FAX : 025-526-8363 E-mail : jichi@city.joetsu.lg.jp</p>
<p>提出方法</p>	<p>住所、氏名、電話番号を併記し、市役所企画政策課自治推進室へお持ちいただくか、郵便、ファックス、電子メールで送付してください。</p>
<p>公表内容</p>	<p>◆地域自治区の制度案</p> <p>◇参考資料 1 : 合併前の上越市の区域における地域自治区についての市民説明会資料 (改訂版)</p> <p>◇参考資料 2 : 地域自治区の設置に関する協議書</p> <p>◇参考資料 3 : 上越市地域協議会委員の選任に関する条例</p>
<p>公表場所</p>	<p>市企画政策課、市政情報コーナー (市役所 1 階)、各区の総合事務所、南出張所、北出張所、市民プラザ、リージョンプラザ上越、高田図書館、直江津図書館、高田地区公民館、直江津地区公民館、街なかサテライト、市ホームページ</p>
<p>問合せ先</p>	<p>上越市 企画政策課 自治推進室 電話 : 025-526-5111 (内線 1448・1449)</p>

地域自治区の制度案

1 地域自治区の設置

- 地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治区を市の全域に設置する。

(説明)

地域自治区は、これまで地域自治区が設置されていなかった合併前の上越市の区域を含む市の全域に設置します。

なお、市町村合併に際して旧町村ごとに設置した13の地域自治区(13区)は、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づいて設置したものです。このため、現在は、5年間(平成17年1月1日～平成21年12月31日)という期間を定めて設置していますが、このたび設置根拠を合併特例法から地方自治法に変更することにより、設置期間が限定されなくなります。このほか、13区について、この制度案では、区域等は現行のとおりとしています。

地域自治区の概要及び地域自治区の設置の目的については、参考資料1「合併前の上越市の区域における地域自治区についての市民説明会資料(改訂版)」1ページ～5ページをご覧ください。

2 合併前の上越市

(1) 地域自治区の区域及び名称

- 合併前の上越市の区域に「高田区」「新道区」「金谷区」「春日区」「諏訪区」「津有区」「三郷区」「和田区」「高士区」「直江津区」「有田区」「八千浦区」「保倉区」「北諏訪区」「谷浜区」「桑取区」を設置する。
- これらの地域自治区の区域は、町内会の範囲で表すと4ページ～5ページのとおりである。

(説明)

地域自治区は、日常の活動が行われており、人のつながりのある「地区」の単位で設置します。



(2) 住所の表示

○ 住所を表示する際には地域自治区の名称を冠しないこととする。

(説明)

13区については、合併特例法の規定により、住所の表示は引き続き「上越市○○区～」となりますが、合併前の上越市の区域については、現行法令上は、住所を表示する際に地域自治区の名称を冠することはできません。現行法令の下で地域自治区の名称を住所として表示するためには、例えば「南本町一丁目」という町名を「高田区南本町一丁目」とするなど、すべての町名・字名の変更が必要ですが、この場合には、それぞれの市民、事業者が各種手続に要する負担を含め社会的コストが大きくなります。このことを考慮し、住所の表示はこれまでどおりとします。

—地域自治区の区域と町内会の範囲の関係—

高田区
南本町1丁目
南本町2丁目
南本町3丁目
東城町1丁目
東城町2丁目
東城町3丁目
南城町1丁目
南城町2丁目
南城町3丁目
南城町4丁目
大手町
本城町
南新町
南高田町
本町1丁目
本町2丁目
本町3丁目
本町4丁目
本町5丁目
本町6丁目
本町7丁目
北本町1丁目
北本町2丁目
北本町3丁目
北本町4丁目
仲町1丁目
仲町2丁目
仲町3丁目
仲町4丁目
仲町5丁目
仲町6丁目
寺町1丁目
寺町2丁目
寺町3丁目
大町1丁目
大町2丁目
大町3丁目
大町4丁目
大町5丁目
西城町1丁目
西城町2丁目
西城町3丁目
西城町4丁目
北城町1丁目
北城町2丁目
北城町3丁目
北城町4丁目
東本町1丁目
東本町2丁目
東本町3丁目
東本町4丁目
東本町5丁目
幸町
栄町
新町
高土町1丁目
高土町2丁目

新道区
樋場
子安
子安新田
鴨島1丁目
鴨島2丁目
鴨島3丁目
稲田1丁目
稲田2丁目
稲田3丁目
稲田4丁目
下稲田
寺
大日
中田新田
上島
中々村新田
平岡
南田屋新田
北田屋新田
大道福田
富岡
藤野新田

金谷区
上門前
小滝
下馬場
朝日
黒田
灰塚
地頭方
青木
上中田
中通町
向橋
中田原
塩荷谷
儀明
上湯谷
大貫
金谷
神山
平山
飯
御殿山町
上昭和町
昭和町1丁目
昭和町2丁目
滝寺
下正善寺
中正善寺
宇津尾
上綱子
中ノ俣
上正善寺

春日区
土橋
藤巻
木田新田
藤新田
木田
新光町
岩木
大学前
教育大山屋敷宿舎
教育大世帯寮
春日山町1丁目
春日山町2丁目
春日山町3丁目
大豆
春日野
谷愛宕
春日
中門前
宮野尾牛池

諏訪区
上真砂
杉野袋
北新保
南新保
高森
諏訪
東原
鶴町
北田中
米岡
米町

津有区
四ヶ所
西市野口
戸野目古新田
門田新田
戸野目
市野江
桐原
本道
荒屋
虫川
下野田
長面
上野田
四辻町
下池部
上池部
吉岡東市野口
剣
茨沢
藤塚
新保古新田
本新保
上雲寺
下新町
上新町
池
下富川
上富川
熊塚
野尻
稲
平成町

三郷区
下四ツ屋
西松野木
長者町
天野原新田
本長者原
今池
藪野
辰尾新田
東稲塚新田
下稲塚
桜町

和田区
東木島
西木島
島田上新田
島田
島田下新田
上箱井
中箱井
岡原
下箱井
五ヶ所新田
丸山新田
下新田
西田中
寺町
石沢
大和1丁目
大和2丁目
大和3丁目
大和4丁目
大和5、6丁目
稲荷

高士区
稲谷
上曾根
下曾根
高和町
元屋敷
高津
飯田
妙油
森田
十二ノ木
北方
南方
大口
東京田

直江津区
西本町3丁目
西本町1、2丁目
西本町4丁目・御幸町
中央1丁目・あけぼの
中央1丁目・四ッ屋
中央1丁目・旭区
中央2丁目・横町
中央2丁目・本町
中央3丁目・荒川町
中央3丁目・天王町
中央4丁目・福永町
中央4丁目・沖見町
中央5丁目・塩浜町
中央5丁目・浜町
住吉町
港町1、2丁目
市之町
東雲町1、2丁目
栄町1、2丁目
石橋
石橋1、2丁目
新光町3丁目
五智1丁目
五智2丁目
五智3丁目
五智4丁目
五智5丁目
五智6丁目
雇用促進
五智新町
虫生岩戸
国府1丁目
国府2丁目
国府3丁目
国府4丁目
小丸山団地
加賀町

有田区
東小猿屋
中小猿屋
西小猿屋
三田
三田新田
三ツ橋新田
三ツ橋
福田
福田社宅
佐内町
桐ノ木社宅
三ツ屋町
安江
安江1丁目
安江2丁目
安江公営住宅
上源入
下源入
港南町
松村新田
下門前
塩屋新田
春日新田
春日新田5丁目
川原町
春日新田木町
田園

八千浦区
黒井
日之出町
上荒浜
南荒浜
下荒浜
遊光寺浜
南原
夷浜
夷浜住宅団地
西ヶ窪浜

保倉区
下百々
駒林
小泉
長岡
長岡新田
上名柄
五野井
石川
上青野
中青野
下青野
上吉野
下吉野
上五貫野
下五貫野
下名柄
岡沢

北諏訪区
飯塚
中真砂
川端
東中島
若鷹
上千原
福橋下真砂
横曾根

谷浜区
西横山
小池
西山寺
下綱子
高住
中桑取
丹原
鍋ヶ浦
吉浦
茶屋ヶ原
有間川
長浜
西戸野花立

桑取区
横畑
皆口
西谷内
北谷
土口
増沢
大淵
東吉尾
西吉尾

(3) 地域協議会

ア 名称

- 地域協議会の名称は「〇〇区地域協議会」とする（例：高田区地域協議会）。

イ 委員の定数

- 地域協議会の委員の定数は次のとおりとする。

地域自治区	委員の定数
高田区	20人
新道区	14人
金谷区	16人
春日区	18人
諏訪区	12人
津有区	14人
三郷区	12人
和田区	14人
高士区	12人
直江津区	18人
有田区	16人
八千浦区	12人
保倉区	12人
北諏訪区	12人
谷浜区	12人
桑取区	12人

(説明)

地域協議会の委員の定数は、次の表のとおり人口規模に応じて設定しています。

最少の定数は12人としていますが、これは、地域協議会の会議は委員の半数の出席があれば開催できること、会議の議事は出席した委員の過半数で決することを考慮しつつ、地方自治法が定めている市町村議会議員の最少定数を参考として定めたものです。また、最多の定数は20人としていますが、これは、人数が多くなると審議が難しくなることを考慮して定めたものです。

人口	定数
5,000 人未満	12 人
5,000 人以上 10,000 人未満	14 人
10,000 人以上 15,000 人未満	16 人
15,000 人以上 20,000 人未満	18 人
20,000 人以上	20 人

地域自治区	人口※	委員の定数
桑取区	363 人	12 人
諏訪区	1,148 人	12 人
三郷区	1,394 人	12 人
谷浜区	1,670 人	12 人
高士区	1,707 人	12 人
北諏訪区	1,720 人	12 人
保倉区	2,429 人	12 人
八千浦区	4,350 人	12 人
津有区	5,333 人	14 人
和田区	5,867 人	14 人
新道区	8,740 人	14 人
有田区	13,760 人	16 人
金谷区	14,461 人	16 人
直江津区	19,579 人	18 人
春日区	19,678 人	18 人
高田区	31,749 人	20 人
合計	133,948 人	226 人

※平成 19 年 9 月 30 日現在住民基本台帳人口

ウ 委員の選任の手続等

- 現在の 13 区と同様に、地域協議会の委員は「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」に基づき選任する。

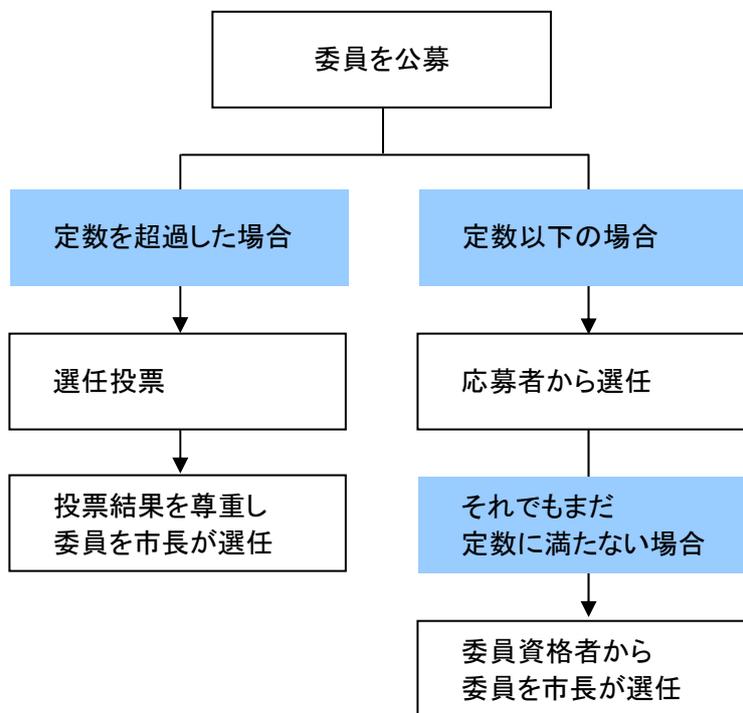
(説明)

地域協議会の委員は市長が選任することとされており、当市では、その手続等を「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」で定めています。合併前の上越市の区域に置かれる地域自治区についても、13 区と同様に、この条例に基づいて地域協議会の委員を選任します。

具体的には、委員の選任は、まずは公募を行い、応募者が定数を超えた場合は公職選挙法に準じた選任投票を行う「公募公選制」により行います。これは、地域協議会の意見が地域全体の意見であるためには、その委員が地域を代表する人だといえるような選び方が必要であり、委員は地域の皆さんに選んでいただきたいと思っています。

また、委員になることができる人は、その地域自治区の区域内に住んでおり、市議会議員の候補者となることができる人です（25歳未満の人、議員、公務員などは委員になることはできません。）

－地域協議会委員選任の流れ－



エ 委員の任期

- 現在の13区と同様に、地域協議会の委員の任期は4年とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

オ 委員の報酬等

- 現在の13区と同様に、地域協議会の委員には報酬は支給しない。また、費用弁償として1回につき1,200円を支給する。

(説明)

地域協議会は市民の皆さんの主体的な参加を期待するものであり、住民として担う自主的な活動の一環であることから、地域協議会の委員は無報酬とします。

カ 地域協議会の会長及び副会長

- 現在の13区と同様に、地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議において、委員のうちから選任し、又は解任する。

キ 地域協議会の権限

- 地域協議会の権限は、現在の13区と同様とする。現在、13区の地域協議会について「地域自治区の設置に関する協議書」で規定している権限は次のとおり。

(地域協議会の権限)

第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

(説明)

地域協議会は、地域自治区の区域に係る事務などのうち市長や教育委員会などから諮問された事項（意見を求められた事項）について審議し、意見を述べることができます。そのうち、地域自治区の区域内の施設の設置・廃止・管理の在り方、総合計画のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。

また、地域協議会は地域自治区の区域内の課題について自主的な審議を行い、意見を述べることができます。

ク 地域協議会の会議

- 地域協議会の会議の運営方法は、現在の13区と同様とする。現在、13区の地域協議会について「地域自治区の設置に関する協議書」で規定している会議の運営方法は次のとおり。

(会議)

第9条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合にあつては、市長が招集する。

- (1) 会長が必要と認める場合
 - (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があつた場合
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

(4) 地域自治区の事務所

ア 事務所が行う事務

- 地域自治区の事務所では、地域協議会に関する事務を行う。また、今後、準備期間を経て地域自治区ごとの地域振興に取り組むこととし、その際には、地域振興に関する事務を地域自治区の事務所で行う。

(説明)

その他の行政サービスについては、これまでどおり各課が行います。

イ 事務所を置く施設

- 地域自治区の事務所は次の施設に置く。

地域自治区	事務所を置く施設
高田区	雁木通りプラザ（南出張所）
新道区	公民館新道分館・新道地区多目的研修センター※
金谷区	公民館金谷分館
春日区	公民館春日分館
諏訪区	公民館諏訪分館
津有区	公民館津有分館
三郷区	公民館三郷分館
和田区	公民館和田分館・和田地区多目的研修センター※
高士区	公民館高士分館
直江津区	レインボーセンター（北出張所）
有田区	公民館有田分館
八千浦区	公民館八千浦分館・八千浦交流館はまぐみ※
保倉区	公民館保倉分館
北諏訪区	公民館北諏訪分館
谷浜区	公民館谷浜分館・谷浜地区多目的研修センター※
桑取区	公民館桑取分館・桑取地区多目的研修センター※

注：※を付した施設は、施設整備に活用した補助金・交付金では行政庁舎として利用することが認められていないため、条例上は事務所を上越市役所等に置く。ただし、地域協議会の開催、事務所職員の配置などにより、これらの施設を実質的な事務所として利用していく。

(説明)

地域自治区の事務所は、「地域自治区の拠点施設として適当である」「事務所の職員を兼務できる人を確保できる」「地域協議会の会議を開催できる」という要件に該当する既存の施設に置きます。

ウ 事務所の名称

- 地域自治区の事務所の名称は「〇〇区事務所」とする（例：高田区事務所）。

エ 事務所の所管区域

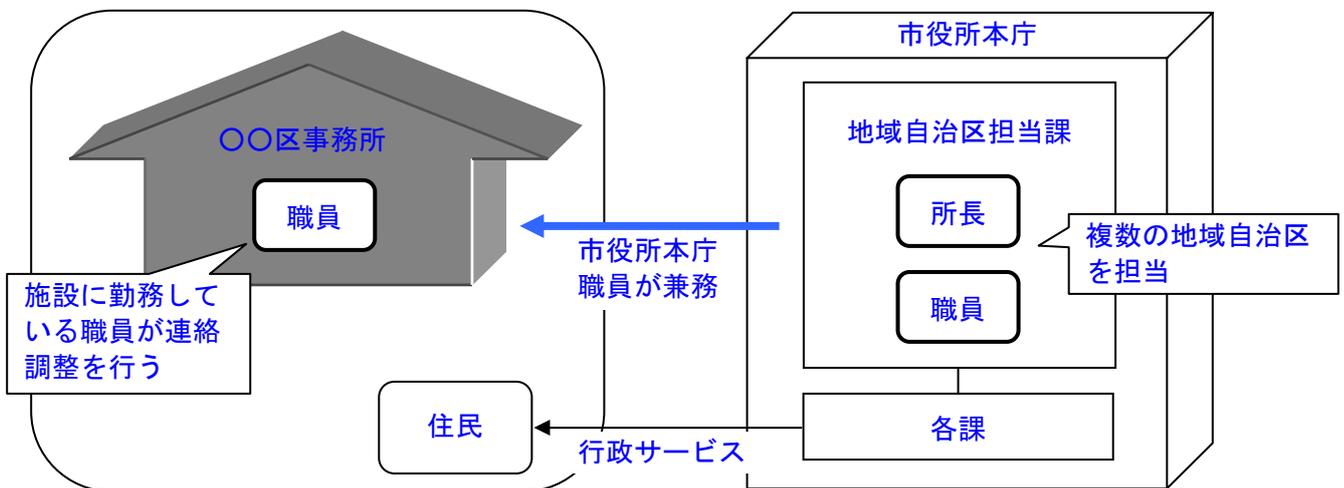
- 地域自治区の事務所の所管区域は、それぞれの地域自治区の区域とする。

オ 事務所の職員配置

- 地域自治区の事務所の事務は、市役所本庁の地域自治区担当課の職員が兼務して行う。また、地域自治区の事務所を置く施設で勤務している職員が事務所の職員を兼務し、連絡調整を行う。

(説明)

－地域自治区の事務所のイメージ－



3 13区

(1) 地域自治区の区域及び名称

- 現行のとおりとする。

(2) 住所の表示

- 現行のとおりとする。

(3) 地域協議会

- 現在、「地域自治区の設置に関する協議書」及び「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」で定めている内容のとおりとする。

(4) 地域自治区の事務所

- 現在、「地域自治区の設置に関する協議書」で定めている内容のとおりとする。

(説明)

13区（安塚区・浦川原区・大島区・牧区・柿崎区・大潟区・頸城区・吉川区・中郷区・板倉区・清里区・三和区・名立区）については、これまでどおりとします。